

感染性廃棄物の処理に関する申合せ

令和3年8月裁定
令和8年5月改正
科学分析支援センター長裁定

(趣旨)

第1 この申合せは、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における感染性廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって当該廃棄物による感染を防止することを目的とする。

(感染性廃棄物の通則と扱い)

第2 「感染性廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）で定められた、「特別管理一般廃棄物」中の「感染性廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」中の「感染性廃棄物」をいう。

2 本学は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）別表第1の4の項及び同令別表第2並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条第7項に規定する施設には該当しないが、学内関係者及び産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）の安全を考慮し、さいたま市産業廃棄物指導課の指導の下、化学系実験、動物実験、医学系実験等にて発生した廃棄物を感染性廃棄物として扱うこととする。

(感染性廃棄物の範囲)

第3 本学における感染性廃棄物の範囲は、第2第1項に規定するもののうち、本学から発生する廃棄物で感染症を生じるおそれのあるもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む）（以下「血液等」という）
- (2) 血液等が付着した布、紙等固形状のもの
- (3) 臓器、組織、皮膚等の病理廃棄物
- (4) 動物の死体
- (5) メス、注射針等先の鋭利なもの
- (6) 病原体を扱う実験に使用した培地、器具等
- (7) 第1号から第6号に該当しないが、感染性廃棄物として取り扱うべきもの

(特別管理産業廃棄物管理責任者)

第4 本学から排出される感染性廃棄物を適正に処理するため、特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、科学分析支援センター職員をもって充てる。

- 2 管理責任者は、次の各号に掲げる業務を掌理する。
- (1) 処理計画を定め、感染性廃棄物の種類及び発生量を把握し、感染性廃棄物の適正な処理を行うこと。
 - (2) 感染性廃棄物の処理が適正に行われているかを常に把握し、処理に関する記録の作成に関すること。
- (処理計画の作成)

第5 第4第2項第1号に規定する処理計画には、次の各号に掲げる事項等を定めるものとする。

- (1) 発生状況
 - (2) 分別方法
 - (3) 学内の収集運搬・排出方法
 - (4) 梱包方法
 - (5) 保管方法
 - (6) 処理業者（収集・運搬業者及び処分業者）の許可証並びに委託契約の写しの保管
 - (7) 緊急時の関係者への連絡体制
- (委託契約等)

第6 感染性廃棄物の処理を業者に委託する場合は、感染性廃棄物の収集・運搬及び処分について、それぞれ収集・運搬の許可を受けた処理業者及び処分（焼却等）業の許可を受けた処理業者に処理を委託しなければならない。

2 委託契約を締結する際は、あらかじめ処理業者に許可証等の写しを提出させ、委託する内容を、次の各号に掲げる項目について確認するものとする。

- (1) 業の区分（収集・運搬業、処分業）
- (2) 取り扱うことのできる廃棄物の種類（許可品目に「感染性産業廃棄物」が含まれていること。）
- (3) 許可の条件（作業時間等）
- (4) 許可期限
- (5) 処理施設の種類及び処理能力

3 委託した処理業者に感染性廃棄物を引き渡す際には、廃棄物の種類、量、性状、取扱方法等を記載した特別管理産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付するものとする。

4 感染性廃棄物が適正に処理されたか否かを処理業者から返送される紙マニフェスト又は電子マニフェストにより確認するものとする。

附 則

この申合せは、令和3年8月27日から施行する。

この申合せは、令和8年5月27日から施行する。